

市議第 1 号

各務原市議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 1 2 条及び各務原市議会会議規則（昭和 4 6 年議会規則第 1 号）第 1 4 条の規定により提出します。

平成 3 0 年 3 月 2 6 日提出

提出者	各務原市議会議員	瀬川 利生
賛成者	〃	坂澤 博光
賛成者	〃	波多野こうめ
賛成者	〃	横山 富士雄
賛成者	〃	川嶋 一生
賛成者	〃	岡部 秀夫
賛成者	〃	足立 孝夫

提案理由

各務原市部設置条例の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

各務原市議会議長 川瀬 勝秀 様

各務原市議会委員会条例の一部を改正する条例

各務原市議会委員会条例（昭和４６年条例第９号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項の表総務常任委員会の項所管事項の欄中「企画総務部、市民部」を「企画総務部」に、「並びにその他の」を「並びに消防に関する事項並びに他の」に改め、同表民生消防常任委員会の項を次のように改める。

民生常任委員会	６人	市民生活部及び健康福祉部の所管に関する事項
---------	----	-----------------------

第２条第１項の表建設水道常任委員会の項所管事項の欄中「環境水道部」を「水道部」に改める。

附 則

- この条例は、平成３０年４月１日から施行する。
- この条例の施行の際現に改正前の各務原市議会委員会条例（以下この項及び次項において「改正前の条例」という。）の規定により、次の表の左欄に掲げる常任委員会の委員長、副委員長又は委員に選任されていた者は、それぞれ改正後の各務原市議会委員会条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定により同表右欄に掲げる常任委員会の委員長、副委員長又は委員に選任されたものとみなす。この場合において、その任期は、改正前の条例の規定により所属した委員会における委員の残任期間とする。

総務常任委員会	総務常任委員会
民生消防常任委員会	民生常任委員会
経済教育常任委員会	経済教育常任委員会
建設水道常任委員会	建設水道常任委員会

- この条例の施行の際現に改正前の条例の規定による常任委員会に付託されている事件については、改正後の条例の規定により当該事件を所管することとなる常任委員会にそれぞれ付託された事件とみなす。

市議第 2 号

専決処分事項の指定の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 1 2 条及び各務原市議会会議規則（昭和 4 6 年議会規則第 1 号）第 1 4 条の規定により提出します。

平成 3 0 年 3 月 2 6 日提出

提出者	各務原市議会議員	瀬川 利生
賛成者	〃	坂澤 博光
賛成者	〃	波多野こうめ
賛成者	〃	横山 富士雄
賛成者	〃	川嶋 一生
賛成者	〃	岡部 秀夫
賛成者	〃	足立 孝夫

提案理由

専決処分事項の見直しに伴うもの。

各務原市議会議長 川瀬 勝秀 様

専決処分事項の指定の一部改正

専決処分事項の指定（昭和45年3月19日議決）の一部を次のように改正する。
第3号を削る。

附 則

この議決は、議決のあった日から実施する。